

＜経路図の記載例＞飛行経路図の図示のポイント

図示する内容	図示のポイント	記載例	通常	催し上空	レベル3
飛行範囲	・飛行範囲には文字や記号が重なることがないように図示 ・飛行範囲が見切れることがないように図示 ・飛行範囲には離着陸地点も含むこと	«通常» + 経路図記載例①を参照	○	○	
立入管理措置※1	補助者の配置※2	無人航空機の離着陸場所、飛行経路周辺の地上や空域の安全確認、関係者以外の立入りを制限できる位置に図示	+ 経路図記載例②を参照		○
	立入管理区画の設定				
	立入禁止区画の設定	立入禁止区画の設定基準を参考の上、範囲を図示※4	+ 経路図記載例②を参照		○
立入禁止区画の距離 (飛行高度に応じた飛行範囲からの水平距離)	・飛行範囲からの水平距離を図示 ・正確な縮尺であること (スケールバーとの整合性が合致していること)		+ 経路図記載例②を参照		※5
地図の縮尺 (スケールバー)	立入禁止区画の外周（水平距離）とスケールバーの縮尺が正確であること ※自作（独自）やフリーハンドのスケールバーは不可	使用する地図（国土地理院地図等）のスケールバー		○	
飛行高度の記載	・様式1に記載する飛行高度と合致していること ・係留装置を使用する場合、係留ロープの長さ（飛行高度）を記載	・飛行高度は○○m未満 ・係留ロープの長さ（飛行高度）：○○m		○	
観客の位置※3	・観客の位置を図示 ・観客がない場合はその旨、記載すること	+ 経路図記載例②を参照		○	

※1：催し場所上空の飛行の場合においては、「**補助者の配置**」、「**立入禁止区画の設定**」の両方の体制が必要となります。

※2：補助者の配置：「無人航空機に係る規制の運用における解釈について（7. 補助者の役割等に関すること）」を参照

※3：観客など「第三者上空」について：「無人航空機に係る規制の運用における解釈について（6. 第三者に関すること）」を参照

※4：製造メーカー又は独自での落下距離計算による設定基準を使用する場合は、その旨を記載してください。

※5：レベル3（補助者を配置しない目視外飛行）の場合は、+ [こちら](#)を参照

＜経路図の記載例＞①通常(催し場所上空以外)の場合

経路を特定した申請の場合の経路図作成例

飛行範囲をお示しください。

※コメントと図形が重ならないよう十分にコメント欄を図形から遠ざけてください。

経路図の作成例

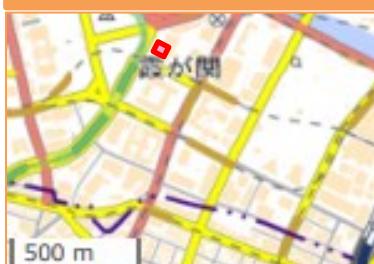


[よくある間違い]

① 様式1「飛行の経路（場所）」で記載された住所と異なる飛行範囲が図示されている。



② 飛行範囲が確認できない。



③ 飛行範囲が見切れている。



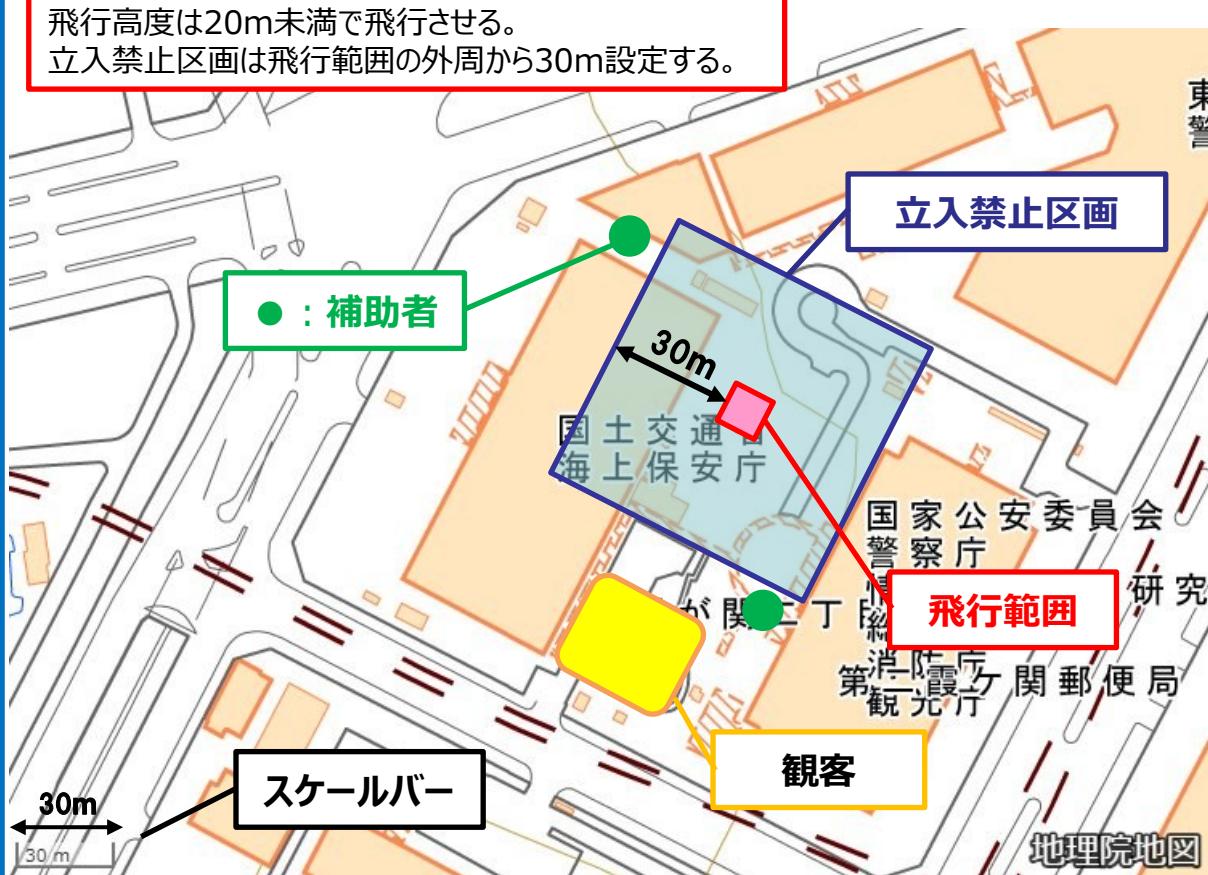
飛行高度に応じた立入禁止区画を設定する場合

審査要領で定める飛行高度に応じた立入禁止区画を設定してください。

例：高度20m未満の飛行であれば、全方向に対して30m以上の離隔距離を設定する必要があります。（右表参照）

作成例：飛行高度20m未満の場合

飛行高度は20m未満で飛行させる。
立入禁止区画は飛行範囲の外周から30m設定する。



※催し場所上空の飛行の場合、経路図内には以下を図示・記載してください。

- ・飛行範囲
- ・立入禁止区画
- ・飛行範囲と立入禁止区画の水平距離
- ・観客の位置
- ・補助者の位置
- ・飛行高度
- ・縮尺を示したスケールバー

※コメントと図形が重ならないよう十分にコメントを図形から遠ざけてください。

※立入禁止区画の設定基準

飛行の高度	立入禁止区画
20m 未満	飛行範囲の外周から <u>30m</u> 以内の範囲
20m 以上 50m 未満	飛行範囲の外周から <u>40m</u> 以内の範囲
50m 以上 100m 未満	飛行範囲の外周から <u>60m</u> 以内の範囲
100m以上 150m 未満	飛行範囲の外周から <u>70m</u> 以内の範囲

係留装置を用いた飛行を行う場合

係留装置を使用する場合、「係留装置の位置」と「係留ロープの長さ」を記載してください。

※係留される場合の飛行高度は係留ロープの長さとなります。

係留装置を中心にロープの長さ分を半径とした円を、飛行範囲かつ立入禁止区画としてご設定いただく必要がございますので、図をご確認ください。

作成例：係留ロープの長さ20mの場合

係留ロープの長さは20m

係留装置を中心に半径20mの円を飛行範囲かつ立入禁止区画とする。

● : 補助者

飛行範囲 = 立入禁止区画

国土交通省
海上保安

20m

係留装置

観客

スケールバー

20m

30m

東
警

地理院地図

※催し場所上空の飛行において、**係留装置を使用する場合**、経路図内には以下を図示・記載してください。

- ・飛行範囲および立入禁止区画
- ・係留装置の位置
- ・水平距離
- ・観客の位置
- ・補助者の位置
- ・飛行高度（係留ロープの長さ）
- ・縮尺を示したスケールバー

※コメントと図形が重ならないよう十分にコメントを図形から遠ざけてください。

【係留飛行のイメージ図】

係留ロープの長さ =
飛行範囲 = 立入禁止区画

